

西之表市

ごみ分別の手引き



種子島清掃センター

目 次

1 はじめに	1ページ
2 家庭で誰でもできる「ごみ減量作戦」	1ページ
3 廃棄物の種類	2ページ
4 拠点収集で回収するもの	3ページ
5 ごみステーションで回収するもの	4ページ
6 直接処理施設へ持込むもの	4ページ
7 処理できないもの	5ページ
8 直接処理施設へ持込む場合	7ページ
9 分別方法	
(1) 資源ごみ	
①新聞紙	9ページ
②段ボール	9ページ
③その他の紙	10ページ
④無色透明びん	12ページ
⑤茶色びん	14ページ
⑥その他のびん	15ページ
⑦スチール缶	16ページ
⑧アルミ缶	17ページ
⑨ペットボトル	18ページ
⑩発泡スチロール	19ページ
⑪白色トレイ	20ページ
⑫乾電池類	21ページ
⑬蛍光管類・体温計	21ページ
(2) 不燃ごみ	
燃やせないごみ	22ページ
(3) 可燃ごみ	
燃やせるごみ	23ページ
(4) 廃食油	25ページ
10 ごみ分別早見表	26ページ
11 ごみ処理施設の場所	31 ページ

1 はじめに

西之表市と中種子町で構成する種子島地区広域事務組合が下西校区の上石寺地域に新しいごみ処理場(名称 種子島清掃センター)を建設し、平成24年4月2日から稼働しています。

この施設では、不燃ごみ、粗大ごみなどを破砕処理し、鉄やアルミなどの資源物、可燃ごみ、埋め立てごみに選別することで、資源物のリサイクルと埋め立て量の大幅な削減が図れます。

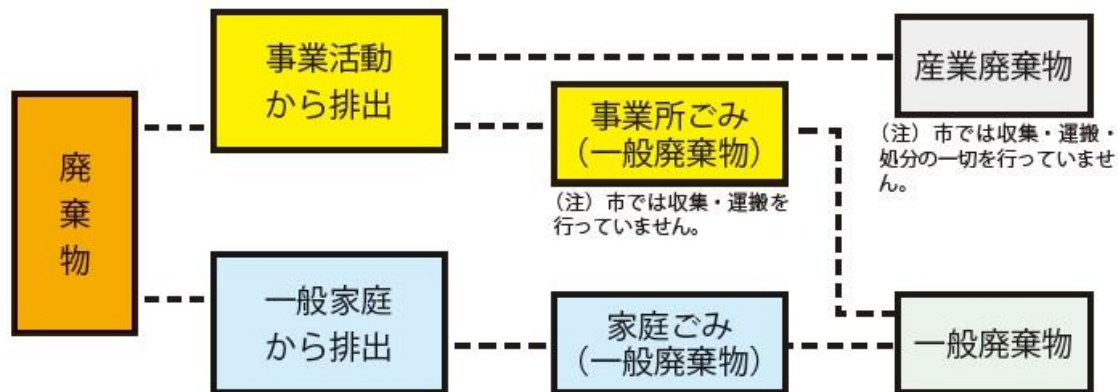
皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、ごみの分別と排出抑制に御協力くださるようお願いいたします。

2 家庭で誰でもできる「ごみ減量作戦」

- 生ごみはコンポストで堆肥にしましょう。
- 生ごみを出す場合は水分を十分に切りましょう。
- 資源ごみの分別を徹底しましょう。
- 使い捨て商品の使用を控えましょう。
- 過剰包装は断りましょう。
- マイバック運動を推進しましょう。
- 物を最後まで大切に使いましょう。
- 「めんどくさい」から「もったいない」へ気持ちを切り変えましょう。



3 廃棄物の種類



私たちの暮らしに伴って発生するごみ(台所ごみ・空き缶など)、粗大ごみなどを家庭ごみ(一般廃棄物)といい、事務所・店舗や飲食店から排出されるごみを事業所ごみ(一般廃棄物)といいます。

● 家庭ごみ排出者の義務

1. 衛生自治会(町内会)に加入する。
2. 収集(ごみステーション、拠点収集)場所へのごみ出し時間などルールを守る。

● 事業所ごみ排出者の義務

1. 事業所ごみも分別方法は、家庭ごみの分別と同様です。
2. 事業所ごみの排出については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」と言う)上、ごみステーション及び拠点収集場所へは、排出できません。

(方法1) 自分で持ち込む。

種子島地区広域事務組合及び市のごみ処理施設は、一般廃棄物を処理する施設です。産業廃棄物を処理する施設ではありません。

また、事業所の一般廃棄物でも、処理が困難な物や一部の危険物などは受入出来ませんので専門業者へ処理を依頼してください。

(方法2) 許可業者に収集運搬を委託する。

ごみの収集運搬を委託する場合は、市が許可している一般廃棄物収集運搬業者と契約してください。

● 事業所のごみ処理は事業者には責任があります！ ●

廃棄物処理法 第3条(抜粋)

『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。』

(参考) 1階が店舗で2階が住居(自宅)の場合

1階の店舗から排出されるごみは、事業所ごみとして処理をお願いします。

また、2階部分の家庭から排出されるごみは、家庭ごみとして処理できます。

ただし、店舗から出る事業所ごみが少量であっても、2階の住居から排出される家庭ごみと一緒に家庭ごみのごみステーションや拠点収集には、出すことは出来ません。しっかり区分して出してください。

4 拠点収集で回収するもの

ごみの種類		分別品目名	出し方	説明
資源ごみ	古紙類	①新聞紙	ひもでしばる	9ページ
		②段ボール	ひもでしばる	9ページ
		③その他の紙	ひもでしばる	10 ページ
	びん類	④無色透明びん	コンテナへ入れる	12 ページ
		⑤茶色びん	コンテナへ入れる	14 ページ
		⑥その他のびん	コンテナへ入れる	15 ページ
	空き缶類	⑦スチール缶	コンテナへ入れる	16 ページ
		⑧アルミ缶	ネットへ入れる	17 ページ
	ペットボトル	⑨ペットボトル	ネットへ入れる	18 ページ
	発泡スチロール	⑩発泡スチロール	ネットへ入れる	19 ページ
	白色トレイ	⑪白色トレイ	ネットへ入れる	20ページ
	乾電池類	⑫乾電池類	コンテナへ入れる	21 ページ
不燃ごみ		⑬蛍光管類・体温計	コンテナへ入れる	21 ページ
		⑭燃やせないごみ	指定袋(もやせないごみ)に入れる	22ページ

※事業所ごみは、拠点収集場所には出せません。

拠点収集について

必ず決められた収集日と時間内に！

- ①衛生自治会(町内会)に加入する。
- ②拠点収集日と時間を守りましょう。
- ③当番員(役員)の指示に従ってください。
- ④独居老人等運搬手段のない方へは、隣接・近所の方が『声かけ』をして頂き、拠点収集場所まで持って行ってあげましょう。



しっかり分別をお願いします!!

5 ゴミステーションで回収するもの

ごみの種類	ごみの例	出し方	説明
可燃ごみ	生ごみ、衣類、革製品(くつ、かばんなど)、ビニール製品、菓子袋、音楽テープ、ビデオテープ、プラスチック類、汚れた紙類、色つきトレイなど	指定袋(もやせるごみ)に入れる	23ページ

※事業所ごみは、ゴミステーションには出せません。

6 直接処理施設へ持込むもの

ごみの種類	説明	持込み先
粗大ごみ	●指定袋に入らない大きさのもの(タンス、ストーブ、ソファ、机、自転車など)。 ●タンスなどの引き出しがあるものは、中身を全て出してから持ち込んでください。 ●ストーブ、石油ファンヒーターなどは、燃料を取り除いてから持ち込んでください。	種子島清掃センター
廃食油	●てんぷら油、サラダ油などの植物性食用油。リサイクルに協力いただける場合は、持ち込んでください。	種子島清掃センター
その他	●可燃ごみ、不燃ごみであっても、指定ごみ袋に入りきらない場合は、種子島清掃センターに直接持ち込んでください。	種子島清掃センター
剪定枝 伐採木 竹 草	●旧牧之峯不燃物埋立地敷地内仮置場では剪定枝、伐採木、竹、草に分けて置いていただきますので、<u>トラックの荷台の前の方に草を乗せ、後の方に竹を乗せるなど剪定枝、伐採木、竹、草に分別して持ち込むか、伐採した林地などで自然還元してください。</u>なお、60cm以内に切れれば、種子島清掃センターにおいて有料で受け入れますが、ごみ減量化のために出来るだけ持ち込まないでください。 ●ごみ袋2～3個程度であれば、地域のごみステーションに可燃ごみ袋に入れて出すことが出来ます。 ●<u>夾竹桃など毒性のあるものは受け入れません。</u> ●持込まれた剪定枝、伐採木は、破碎して牛の敷料に使用も検討しています。夾竹桃が含まれていると、誤って牛が口にした場合死に至る恐れがありますので、夾竹桃の枝や葉などが混ざっている可能性がある場合は、絶対に持込まないでください。	旧牧之峯不燃物埋立地内仮置場 ※夾竹桃(キョウチクトウ)  

※引越など多量にごみが出る場合は、直接持込んでください。

7 処理できないもの

家電リサイクル法対象品

- ①対象品：テレビ、エアコン、冷凍冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機
- ②家電リサイクル法により製造メーカーがリサイクルしますので、家電販売店などにリサイクル料金などを支払い、引取りを依頼してください（リサイクル料金などがかかる。）。

自動車リサイクル法対象車

- ①家庭で使用しているほとんどの自動車対象です。
- ②H17年1月「自動車リサイクル法」では、メーカー、関連事業者、クルマの所有者の役割を定めており、クルマの所有者は、リサイクル料金を支払う必要があります。
- ③販売業者等に処理を依頼してください。

※対象外となる自動車

被けん引車、二輪車（原動機付自動車、側車付のものを含む）、大型特殊自動車、小型特殊自動車、その他（スノーモービル等）

■廃車時に確認すべきこと

●廃車は、自治体に登録された引取業者に渡す。

●「**引き取り証明書**」を忘れずに受け取る。

※中古車として下取りに出した場合は、発行されません

使用済自動車引取証明書		日付： 年 月 日
リサイクル料金 (廃車処分料金)		リサイクル 料金 円
車 体 号		リサイクル 料金 円
車 名		リサイクル 料金 円
積 込 車 種	(自動車)	リサイクル 料金 円

※本表は廃車時に引取業者に渡す際に必要となります。引取り業者は、本表を自治体に提出し、廃車処理を行います。

＜使用済自動車引取証明書の例＞



二輪車リサイクルシステム対象車

- ①オートバイ及び原付自転車リサイクルの引き取り対象となります。
 - ②H16年10月以降、販売時より車体に二輪車リサイクルマーク（下図）が添付。
 - ③このマークのある車両は、廃棄時にリサイクル料金の負担はありません。
- ただし、収集・運搬料金が別途必要です。
- ④廃棄二輪車取扱店（販売店）等に依頼してください。

■リサイクルマーク貼付場所について



貼付場所の例



※リサイクルマークのついた車両は、廃棄時にリサイクル料金の負担はありません。

その他処理できないもの

①産業廃棄物、医療廃棄物

②バッテリー、タイヤ、農業資材、農機具、農薬類の容器、薬品缶、ガスボンベ、消火器、廃食油以外の油脂類、グランドピアノ、アップライトピアノ、漁船など

③土、砂、石、墓石

上記のものを廃棄する際は、各専門業者及び販売業者等に処理を依頼してください。



■産業廃棄物とは？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された20 種類をいいます。ここでいう事業活動には、製造業や建設業などのほか、オフィス、商店等の商業活動や、水道、学校等の公共事業も含まれます。事業活動に伴って排出される廃棄物であっても法で規定された20 種類に該当しないものは一般廃棄物であり、事務所などからの紙くず、段ボール、飲食店からの残飯、小売店からの野菜くずなどは「事業系一般廃棄物」と呼ばれています。

【法で規定された20 種類】

(1) 燃え殻 (2) 汚泥 (3) 廃油 (4) 廃酸 (5) 廃アルカリ (6) 廃プラスチック類 (7) ゴムくず (8) 金属くず (9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (10) 鉱さい (11) がれき類 (12) ばいじん (13) 紙くず (14) 木くず (15) 繊維くず (16) 動植物性残さ (17) 動物系固形不要物 (18) 動物のふん尿 (19) 動物の死体 (20) 上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの

■産業廃棄物の処理については？

※産業廃棄物処理業者へお問合せください。

8 家庭ごみの直接持込み先

ごみの種類	持込み先・時間	ごみ処理手数料
可燃ごみ	種子島清掃センター ☎ 28 - 3310 月～土 8:30 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00 休み…日、年末年始	●可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 1回の搬入量が、 50kgまで260円 (50kg以上は、10kg増すごとに50円加算) ※直接持込みの場合は、指定袋を使わずに 搬入してください。
不燃ごみ		
粗大ごみ		
古紙類		●家庭から出される上記以外の資源 ごみ・その他ごみ 持込みは無料
びん類		
スチール缶・アルミ缶		
ペットボトル		【注】資源物として再生可能(リサイクルで できる状態)で、分別されているものに 限り、無料で受け入れます。 (目安:拠点収集されるものと同様)
発泡スチロール		
白色トレイ		
乾電池類		再生不可(リサイクルできない状態)の ものは、可燃ごみ又は不燃ごみとして 受け入れができませんが、その場合、 上記の処理手数料が発生します。
蛍光管類・体温計	牧之峯仮置場	
廃食油		
剪定枝・伐採木・竹・草		日曜日 9:00 ～ 11:30 13:00 ～ 17:00 月曜日～土曜日 13:00 ～ 17:00 ※持込みは無料ですが、種類ごとに置き場が 異なりますので、しっかりと分別してから、 搬入をしてください。

不法投棄について

廃棄物処理法で1,000万円以下の罰金または、5年以下の懲役若しくはその両方など、罰則が規定されている**“犯罪行為”**ですので、絶対にしないでください。



不法投棄は絶対にしない！

野焼きについて

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを『野焼き』と言い、廃棄物処理法で**原則として禁止**されています。

「野焼き」には、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんど「野焼き」に該当するものと考えられます。



野焼きは法律で禁止されています

●罰則規定

平成13 年施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びにそれに基づく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却や、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却など以外は禁止されている。**同法により違反した者は五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はその両方を科せられる。**

●焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- (注)「軽微」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。周辺住民から苦情が生じた場合は、軽微な焼却とは認められませんのでご注意ください。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16 条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

○悪臭防止法

第13 条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の焼却に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

9 分別方法

(1) 資源ごみ

① 新聞紙

【古紙類】

■新聞類（チラシは除く）

家庭では、箱状のもので「新聞紙だけ」を保管すると便利です。



- ① チラシは**その他の紙**で出す。
- ② 開いて平たくして『**ひも**』で十字に縛る。
- ③ 拠点収集場所に出す。

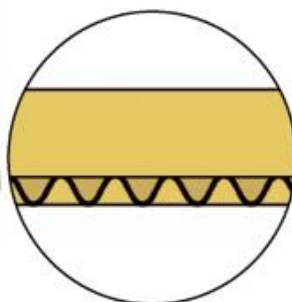
② 段ボール

【古紙類】

■家電製品箱、青果箱等のダンボール



◎断面が波状のもの



◎識別表示があるもの



- ① ガムテープ、ビニール、送り状、金具等は、取り外す。
- ② 開いて平たくして『**ひも**』で十字に縛る。（飛散しないようにする。）
- ③ 拠点収集場所に出す。

③ その他の紙

【古紙類】

■雑誌、菓子箱、たばこの紙箱、ラップ類の紙箱、容器製の紙筒、紙パック、メモ紙など



- ①ひもで十字に縛る。
- ②拠点収集場所に出す。

その他の紙ではないもの

ビニールコート紙、写真、防水加工紙、感熱紙等の禁忌品は、「可燃ごみ」で出す。

菓子箱、ティッシュの紙箱、紙袋の場合



◎表示があるもの



●紙以外の部分は、取り除く。

●切り刻んだ紙類は、本に挟むなど工夫して出す。



たばこの紙箱の場合



紙は、箱とアルミ紙。外装は、プラスチック製のフィルム。

●燃やせるごみで出す。

・小さなその他の紙は、紙袋や封筒に入ると『飛散』しないので便利です。

工夫して出しましょう。

・取っ手部分がプラスチック、布の場合は取りはずす。



ラップ類の紙箱の場合



- ①分解する。
- ②本体は、平らにする。



- ③本体と筒は、**その他の紙**で出す。
- ④ラップ切り口は、材質により**燃やせないごみ**又は**燃やせるごみ**で出す。

容器製の紙筒の場合



- ①表示マーク確認。
紙（筒）、
スチール（底）
プラ
キャップ
シール



- ②分解する。



- ③筒底（スチール）は、⑭**燃やせないごみ**で出す。
- ④他は、**燃やせるごみ**で出す。

紙パックの場合



※平たくして乾かす。



↑※**燃やせるごみ**

- ②注ぎ口は、必ず**取りはずす**。
- ③紙パックは**洗淨**する。

- ◎本体は、紙パックの識別表示マーク
 - ・洗って、開いて、乾かしてから**その他の紙**として出してください。
- ◎注ぎ口は、プラスチックの識別表示マーク
 - ・注ぎ口は、開いた後に『**取り外し**』**『燃やせるごみ』**で出してください。

紙パックの内側がアルミ箔の場合



- 紙パックの内側がアルミ箔の場合は、**『燃やせるごみ』**で出す。

※紙製容器包装識別マークは、紙製の容器や包装であれば全てに表示が義務付けられています。このマークが表示されていても、次のものは「可燃ごみ」で出してください。

- ・アルミ箔の紙（内側が銀色の紙パック、カップ麺など裏が銀色のふた、たばこやガムの包み紙など）
- ・防水加工がしてある紙（ヨーグルトやカップ麺の紙製容器、紙コップなど）
- ・写真の紙（写真、プリンター用の写真用紙）
- ・カーボン紙（宅急便の複写伝票など）
- ・感熱紙（ファックス用紙やレシートなど）
- ・シール紙（粘着シールなど）
- ・圧着ハガキ（親展ハガキ）
- ・ビニールコート紙（ビニールで表面が加工されている紙）
- ・シュレッダーで細断した紙
- ・アイロンプリントで使用する捺染紙（絵柄などを布地にアイロンで加熱してプリントする際に使う紙）
- ・臭いのついた紙（線香や洗剤の紙箱、石鹸の包み紙）

④ 無色透明びん

【びん類】

■飲料水・食品・酒類・ドリンク・食用油のガラスびんなど

※ びんの口で色を判断してください！



※割れたびんのかげらは、「燃やせないごみ」で出す。



● びんの口をみて、判断！

①全体的にびんが茶色でもびんの口が「無色透明」であれば『無色透明びん』になります。

②無色透明びんにスリガラス加工されたびんは、『無色透明びん』で出します。



全体的にスリガラス加工されたびんですが、口部分を見ると『無色透明』ですので、『無色透明びん』で出します。

びん類に貼ってあるシールやラベルは、取り外す必要はありません。

左の写真のびんは、すべて『無色透明びん』になります。

①キャップ・ふた(内ふた)は、必ず取り外す！



※金属類のキャップは、
『不燃ごみ』で出す。



※プラスチック類のキャップは、
『可燃ごみ』で出す。

②びんは、必ず洗淨する！

汚れが取れにくい場合は、水につけて
から洗淨すればきれいになります。

③拠点収集場所のコンテナに入れる。

【お願い】

『汚れたびん』を拠点収集のコンテナに入れる
と『きれいなびん』まで汚れてしまいます。
資源として再利用しますので、きれいな状態
でまわりに迷惑をかけないようにお願いします。

必ず洗う！



無色透明びんとして出せないもの

- ・汚れているびん
- ・無色透明色のガラスコップ(ガラス類)
- ・うすい青色が入っているびん など

間違えないで！
透明なガラス製の
コップは、
燃やせないごみで
出す。



確認する！

料理酒などのびんで、うす
い青色が入っているびんが
あります。無色透明ではな
ので**その他のびん**で出す。

⑤ 茶色びん

【びん類】

■飲料水・食品・酒類・ドリンク・化粧品用のガラスびんなど



※割れたびんのかけらは、「不燃ごみ」で出す。

①キャップ・ふた（内ぶた）は、必ず取り外す！



※金属類のキャップは、
『不燃ごみ』で出す。



※プラスチック類のキャップは、
『可燃ごみ』で出す。

②びんを必ず洗淨する！

③拠点収集場所のコンテナに入れる。



間違えないで！
よく『緑黒色』のウイスキー
のびんが茶色びんに入っ
ています。
『その他のびん』になりま
す。



⑥ その他のびん

【びん類】

■無色透明びん、茶色びん、生きびん以外のびん

シールやラベルは、
付いたままでよい！



※割れたびんのかけらは、「燃やせないごみ」で出す。

洗淨してから出す。

①キャップ・ふた（内ふた）は、必ず取り外す！



金属製のキャップ・ふたは、
『不燃ごみ』で出す。
プラスチック製のキャップ・ふた
は、『可燃ごみ』で出す。

②びんを必ず洗淨する！

汚れが取れにくい場合は、水につけて
から洗淨すればきれいになります。

③拠点収集場所のコンテナに入れる。

分別が悪いと、リサイクルできません。
しっかり色別（無色透明、茶色、その他
の色）に分別をお願いします。 また、
びん類は、長期間保管するため、害虫
や悪臭を防ぐため、しっかり洗淨してか
ら出してください。



⑦ スチール缶

【空き缶類】

■スチール缶の識別表示があるもの



- ①キャップは取り外し、『不燃ごみ』で出す。
- ②中身を取り除き、必ず洗淨する。
- ③潰さないで、拠点収集場所のコンテナに入れる。



- ・缶の中にタバコなどを絶対に入れない。
- ・缶類は、潰さない。
- ・ラベルは、はがしてください。

【お願い】

回収された缶類は、中間処理機で圧縮されます。

缶類を潰して出すと、適正に圧縮できない場合がありますので『缶類は潰さないで！』出してください。

タブは、はずさない



缶類のタブは、タブが口金とともに切り取れることで以前は環境問題の原因にもなったことから、現在では、タブが外れないようステイオンタブ式になっています。

一部でタブだけを集めている活動がありますが、アルミ缶リサイクル協会では、思いがけないケガや事故を防ぐためにも、タブだけを切り取って集めるのではなく、缶ごとの回収をお願いしています。

⑧ アルミ缶

【空き缶類】

■アルミ缶の識別表示があるもの



- ①キャップは取り外し、『不燃ごみ』で出す。
- ②中身を取り除き、必ず洗淨する。
- ③潰さないで、拠点収集場所のネットに入れる。



・缶の中にタバコなどを絶対に入れない。

・缶類は、潰さない。

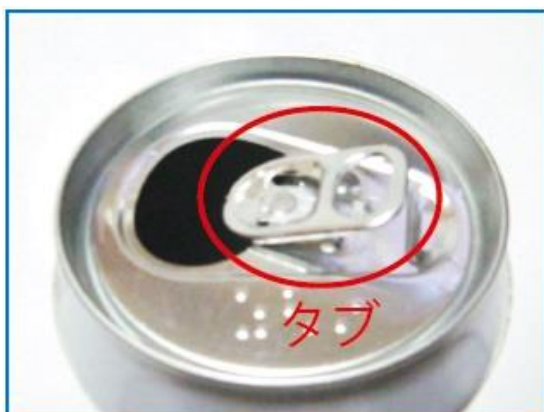
・ラベルは、はがしてください。

【お願い】

回収された缶類は、中間処理機で圧縮されます。

缶類を潰して出すと、適正に圧縮できない場合がありますので『缶類は潰さないで！』出してください。

タブは、はずさない



缶類のタブは、タブが口金とともに切り取れることで以前は環境問題の原因にもなったことから、現在では、タブが外れないようステイオンタブ式になっています。

一部でタブだけを集めている活動がありますが、アルミ缶リサイクル協会では、思いがけないケガや事故を防ぐためにも、タブだけを切り取って集めるのではなく、缶ごとの回収をお願いしています。

⑨ ペットボトル

【ペットボトル】

■清涼飲料、しょうゆ、酒類などの
ペットボトル

◎ペットボトルの識別
表示マークがあるもの



※色付きのペットボトルも出せます。



①キャップ、ラベルをはがす。

②プラスチック類は、『可燃ごみ』で出す。



【お願い】

・ペットボトルに異物を入れないで
ください。
・潰さないで出
してください。
(少しでも潰れた
ものも出せます。)



③中をすすぐ。

④水切りをする。



⑤拠点収集場所の『ネット』に入れる。



【ペットボトルとして出せないもの】

・よごれたペットボトル。
・工作したペットボトル。
・プラスチック類のボトル など



●『可燃ごみ』で出す。

⑩ 発泡スチロール

【発泡スチロール】

■白色、色付きの発泡スチロール



必ず洗淨する！

洗淨しても汚れが落ちないものは、『可燃ごみ』で出す。

①シールやラベルは、はがす。

②必ず洗淨する。

③拠点収集場所の『ネット』に入れる。



⑪ 白色トレイ

【白色トレイ】

■納豆の容器などの白色トレイ



必ず洗淨する！

洗淨しても汚れが落ちないものは、『可燃ごみ』で出す。

①シールやラベルは、はがす。

②必ず洗淨する。

③拠点収集場所の『ネット』に入れる。



⑫ 乾電池類

【乾電池】

■アルカリ電池、マンガン電池などの電池



①液漏れしている乾電池は、ふき取ってから出す。

拠点収集場所の『コンテナ』に入れる。

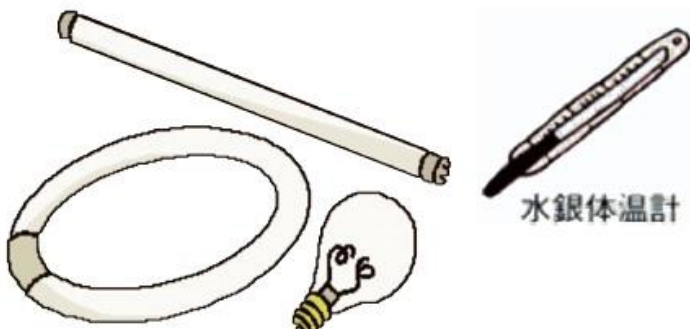
※自動車、バイク用のバッテリーは乾電池類に該当しません



⑬ 蛍光灯類・体温計

【蛍光灯類・体温計】

■蛍光灯（丸型・棒型）、水銀灯、グロー球、電球、体温計（水銀・電池式）など



①拠点収集場所の『コンテナ』に入れる。

・割れた蛍光灯などは、紙に包んで袋に入れて出す。



(2) 不燃ごみ

燃やせないごみ

【不燃ごみ】

■陶磁器類

茶碗・皿・花瓶など

■金属類

なべ・釜・スプーンなど

■ガラス類

・危険なものは紙に包んで、指定ごみ袋に「ガラス」と書いて出す。

■ガス缶類

カセットコンロ用ボンベ、スプレー缶など

ガス缶類は、使い切ってから穴を開けずに、コンテナに入れてください。
・キャップ等は、プラスチック製の場合は可燃ごみに出す。

■小型家電

ゲーム機、扇風機、炊飯器、電気ポット、電子レンジ、電気カーペット、パソコン、プリンターなど

・電気、電池で動く小型家電で、市指定の不燃ごみ袋に入る大きさのもの。
・電池式の小型家電製品等は、必ず電池を取り外す。
・テレビ、エアコン、冷凍冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法により製造メーカーがリサイクルしますので、家電販売店などにリサイクル料金などを支払い、引取りを依頼してください(リサイクル料金などがかかる。)



①指定ごみ袋に入れて拠点収集場所に出す。



(3) 可燃ごみ

燃やせるごみ

【可燃ごみ】

※衣類やおもちゃなどについている金具は、出来る限り取り外してから出してください。

■プラスチック製品

容器包装類の外装フィルム、容器類のプラスチック製キャップ、容器包装類のボトル、カセットテープ、ビデオテープ、雨合羽、プラスチック製のペン類など



上記のプラスチック類の表示があれば『燃やせるごみ』です。
ただし、発泡スチロールは、除く。



■皮・ゴム製品類

カバン類、帽子類、水枕、ゴム手袋、雨靴など

■リサイクルできない紙類

写真、感熱紙、カラーコピー用紙、カーボン紙、アルミ紙(箔)、防水加工紙(紙パック除く)、汚れた紙など

■その他の可燃ごみ

タバコの吸殻、保冷剤、乾燥剤、CD、DVD、粘着テープ類、使捨てライター、使い捨てカイロ、生理用品、紙おむつ、下着類、生ごみなど

※生ごみは、コンポスト、電動生ごみ処理機による堆肥化をご検討ください。



【お願い】

店舗、旅館などから排出されるごみは、事業系ごみです。拠点収集には出せませんので、許可業者に収集運搬を委託するか、直接種子島清掃センターまで、持込んでください。

①指定ごみ袋に入れて、決められた収集日の午前7時から午前8時までに、ごみステーションに出す。



可燃ごみとして出せないもの

- ・拠点収集で回収するもの
- ・粗大ごみ(指定ごみ袋に入らない大きさのもの)

※ロープなどの長いものを種子島清掃センターの焼却炉に投入すると投入口がふさがったりごみが詰まる原因となりますので、ロープなどは**60cm以内**に切ってからごみに出してください。



【お願い】

- ・各衛生自治会(町内会)に加入する。
- ・生ごみの減量化に協力する。
- ・マナーとルールを守る。
- ・ごみステーションは、集落公民館で管理していますので、絶対に他の地域のごみステーションには、出さないでください。

マイバックを持参してレジ袋を削減しましょう!

生ごみの減量化にご協力を!

食料品は使いきる!

- ・買物メモで計画的な買い物を
- ・料理の工夫でごみ出さず



作ったものは食べきる!

- ・作り過ぎに注意
- ・冷蔵庫で上手に保存



ごみに出すとき水気をきる!

- ・ひと絞りで重量減
- ・楽にごみ出し



『ごみ分別』よりも『ごみの減量化』が重要です!

(4) 廃食油

■サラダ油、菜種油、オリーブ油、天ぷら油などの植物性食用油



サラダ油などの食物性食用油は、バイオディーゼル燃料などにリサイクルする予定です。リサイクルに協力いただける場合は、種子島清掃センターに持ち込んでください。



①揚げ物のかす等の**不純物は、取り除く。**

※家庭で廃食油(食用油)を保管する場合、熱いままの油を保管用の容器にいれると非常に危険です。よく冷ましてから保管容器に入れてください。



②使用済み(購入時)の容器等に**入れて保管する。**

③種子島清掃センターに持ち込む。

★絶対に混ぜないでください！

- ・動物性の油(ラード、バター、マーガリン)
- ・工業用油
- ・エンジンオイル
- など



バイオディーゼル燃料は、軽油と同等の燃費と走行性があり、CO2 削減にもつながり、環境にやさしい燃料です。

10 ごみ分別早見表

※粗大ごみであっても解体するなどして指定袋に入る場合は、ごみステーション又は拠点収集ステーションに出せます。

	品目	ごみの種類	出し方
あ	アイスノン	可燃ごみ	
	油(食用油)	可燃ごみ	リサイクルに協力いただける場合は、種子島清掃センターに持ち込む。
	アルミサッシ	粗大ごみ	
	アルミ箔	可燃ごみ	
	安全くつ	不燃ごみ	
い	石	回収・処理しない	自然に戻す。
	石うす	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
	板ガラス(ワイヤーが入っているもの)	粗大ごみ	
	衣類	可燃ごみ	金属部分は、出来る限り取り除いてください。
え	エアコン	回収・処理しない	電気店などに依頼する。
	塩化ビニールパイプ	可燃ごみ	
	延長コード・コードリール	不燃ごみ	3m以内に切る。
お	オイル(廃油)	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
	オイル缶	不燃ごみ	中身が無い状態にして、キャップを取る。
	オイルヒーター	粗大ごみ	
	オートバイ	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
か	カーペット	粗大ごみ	袋に入る場合は可燃ごみ袋に入れて出す。(不燃ごみと混同しない。)
	カイロ(使い捨て)	可燃ごみ	
	傘	不燃ごみ	
	ガス缶(カセットボンベ)	不燃ごみ	中身が無い状態にして穴を空けずに専用コンテナに入れる。
	ガスボンベ	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。

	品目	ごみの種類	出し方
か	かみそり	不燃ごみ	刃の部分は紙等に包んで出す。 紙に包んで「かみそり」と書く。
	がれき	不燃ごみ	業者が施行した場合は、業者が引き取る。
	瓦	不燃ごみ	業者が施行した場合は、業者が引き取る。
	乾燥機（衣類乾燥機）	回収・処理しない	電気店などに依頼する。
	乾電池	資源ごみ	「蛍光管類・乾電池」拠点コンテナに出す。 液漏れなどは拭き取る。
き	漁船	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
	魚網	回収・処理しない	
	金庫（耐火金庫）	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
	金庫（手提げ金庫）	不燃ごみ	
く	草	剪定枝・伐採木・竹・草	剪定枝・伐採木・竹・草に分別して旧牧之峯不燃物埋立地内仮置場に持ち込むか、伐採した林地などで自然還元
	草刈り機	粗大ごみ	
	飲み菓のびん（家庭の菓）	資源ごみ	
け	蛍光灯	資源ごみ	割れた蛍光灯は、紙に包んで袋に入れて出す。
	化粧品のびん	資源ごみ	中身を洗う。
こ	ゴルフクラブ	不燃ごみ	
	ゴルフバッグ	不燃ごみ	
	コンクリートがら	粗大ごみ	業者が施行した場合は、業者が引き取る。
	コンロ（ガスコンロ）	不燃ごみ	
さ	サーフボード	粗大ごみ	
し	CD	可燃ごみ	
	自転車	粗大ごみ	タイヤは付いたままで可
	自転車のタイヤ	可燃ごみ	
	自動車	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。

	品目	ごみの種類	出し方
し	自動車のタイヤ	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
	自動車のホイール	粗大ごみ	普通車のサイズまで
	シャープペンシル(プラスチック製)	可燃ごみ	
	シャープペンシル(アルミ製)	不燃ごみ	
	充電電池(筒型、ビデオカメラなどの充電電池)	資源ごみ	販売店のリサイクルボックス等を活用する。
	消火器	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
	食器乾燥機	不燃ごみ	
	シンナーの容器	不燃ごみ	シンナーは完全に抜き取る。
す	ストーブ	不燃ごみ	灯油は抜く。電池は抜いて資源ごみに出す。
	砂	回収・処理しない	自然に戻す。
	スプレー缶	不燃ごみ	中身が無い状態にして穴を空けずに専用コンテナに入れる。
	スレート	粗大ごみ	業者が施行した場合は、業者が引き取る。
せ	石油缶	不燃ごみ	洗って出す。
	石膏ボード	粗大ごみ	業者が施行した場合は、業者が引き取る。
	洗濯機	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
	剪定枝(竹・草は除く。)	剪定枝・伐採木・竹・草	牧之峯仮置場へ持ち込む。ただし、夾竹桃の葉が1枚でも入っている場合は、持ち込まないでください。
	扇風機	不燃ごみ	
そ	ソファ	粗大ごみ	そのまま清掃センターへ持ち込む。
た	体温計(水銀・電池式)	資源ごみ	
	タイコリール	不燃ごみ	コードは、3m以内に切る。
	太陽熱ソーラー	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
	竹	剪定枝・伐採木・竹・草	剪定枝・伐採木・竹・草に分別して牧之峯仮置場に持ち込むか、伐採した林地などで自然還元

	品目	ごみの種類	出し方
た	畳	粗大ごみ	
	棚	粗大ごみ	木製・プラスチック製で指定袋に入る場合は可燃ごみ。金属製で指定袋に入る場合は不燃ごみ。
	タンス	粗大ごみ	引き出しの中身は、取り除く。
ち	チェーンソー	粗大ごみ	
	茶碗	不燃ごみ	
つ	土	回収・処理しない	自然に戻す。
	釣りざお(カーボン製)	不燃ごみ	
て	鉄アレイ	不燃ごみ	
	鉄の塊(特殊鋼製品)	不燃ごみ	
	鉄板	不燃ごみ	
	テレビ	回収・処理しない	電気店などに依頼する。
	テレビのアンテナ	不燃ごみ	
	電気カーペット	不燃ごみ	
	電気コード	不燃ごみ	3m以内に切る。
	電気毛布	不燃ごみ	
	電子レンジ	不燃ごみ	
	電卓	不燃ごみ	
と	動物の死体(犬、猫など)	可燃ごみ	
	ドラム缶	不燃ごみ	ただし、燃料油が入っていたものは不可
	塗料缶	不燃ごみ	洗って出す。
	塗料スプレー缶	不燃ごみ	中身が無い状態にして穴を空けずに専用コンテナに入れる。
な	流し台	粗大ごみ	
	波板	不燃ごみ	

の	農業マルチ	回収・処理しない	農業用廃プラスチック回収に出す。
	農薬の容器	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
は	パソコン	不燃ごみ	パソコンメーカーや販売店に依頼する。
	バッテリー（自動車など）	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
ひ	ピアノカ	不燃ごみ	
	ビデオテープ	可燃ごみ	
ふ	布団	粗大ごみ	
	ブロック	不燃ごみ	業者が施行した場合は、業者が引き取る。
へ	ベッド	粗大ごみ	
ほ	ボールペン（プラスチック製）	可燃ごみ	
	ボールペン（アルミ製）	不燃ごみ	
	墓石	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。
も	毛布	粗大ごみ	
	木材	可燃ごみ	60 cm以内に切る。
ら	ライター（使い捨て）	不燃ごみ	中身が無い状態にして出す。できる限り金属部分は取りはずす。
れ	冷凍冷蔵庫	回収・処理しない	電気店などに依頼する。
	レンガ	不燃ごみ	
わ	ワイヤーロープ	回収・処理しない	処理業者か販売店に依頼する。

11 ごみ処理施設の場所

種子島清掃センター

西之表17385-2

☎ 28-3310

●受入日

月曜日～土曜日 8:30 ～ 12:00
13:00 ～ 17:00

●休 日 日曜日、年末年始

●ごみ処理手数料

【家庭から出された、
可燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ】
1回の搬入量が、

50kgまでは260円

(50kg以上は、10kg増すごとに50円を加算)

【家庭から出された、
上記以外の資源ごみ・その他ごみ】
持込みは**無料**
(※詳しくは、P.7をご覧ください。)



旧牧之峯不燃物埋立地内仮置場

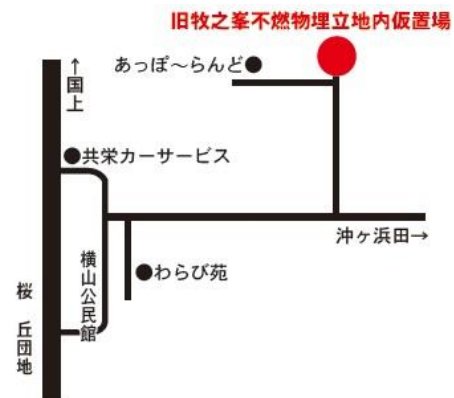
西之表1964-5

●受入日

日曜日 9:00 ～ 11:30
13:00 ～ 17:00
月曜日～土曜日 13:00 ～ 17:00

●手数料 無料

※剪定枝・伐採木・竹・草に分別して
持ち込むこと。



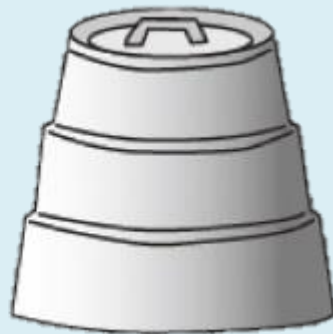
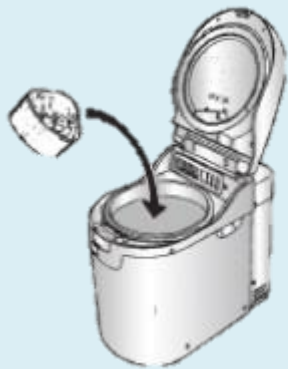
生ごみの減量に御協力ください

生ごみを減らすために、衛生自治会では、電動式生ごみ処理機とコンポスト容器の購入者に補助金を交付しています。

詳しくは、衛生自治会にお問合せください。

■電動式生ごみ処理機とコンポスト容器を使うメリット

- ①生ごみをその日に処理してしまうため、台所が衛生的になる。
- ②ごみの量が減ることで、ごみを出す回数が減る。
- ③ごみの量が減ることで、家庭で使用する有料ごみ袋が減る。
- ④処理物は有機肥料として家庭菜園などに利用できる。



発 行 元

西之表市市民生活課

〒891 - 3193 西之表市西之表7612

電話 0997 - 22 - 1111

FAX 0997 - 22 - 9020